



4年生「自転車教室」

本日29日(水)は、東警察署と地域の安全協会の方々を講師として招き、4年生を対象とした自転車教室を開催しました。帯西のきまりとして、4年生から自転車教室後に、一人で校区内を自転車に乗ることができるとされていますので、4年生にとってはこの日はとても大切な日となっています。



自転車は、子供たちにとって楽しくて便利な乗り物です。しかし、自転車事故は、小学生の事故の中でもその割合は、学年が上がるにつれて高くなっています。警察の方のお話の中でも、自転車は車両であり左側を通行すること、自転車事故の中で最も多いのが交差点での出会い頭の事故であることなどを教えていただきました。また実技訓練では、ヘルメットのベルトは、指2本分開けて着用すること、道路上で自転車に乗るときは、左側から乗るなど、具体的なことも教えていただきました。車体験をした4年生は「自転車は、危険なこともあるけど、左側を走ればよいことを知りました。これから車とかに気を付けたいです。」「相手(歩行者)が渡ってきているときは、相手の安全を確認することが大事だとわかりました。」「左側通行をこれからも気を付けたいと思いました。」など、自転車教室の感想を述べてくれました。

自転車教室では、自転車の正しい乗り方を学び、事故にあわない・おこさないための交通ルールを学ぶことができました。自転車に乗るときは、帯西イエローの「きまりがわかり守る」の心をはたらかせ、帯西ブルーの「生命を大切に」の心を感じるようにしてほしいです。そして、安全に楽しく自転車に乗りましょう。

自転車安全利用豆知識

その① 自転車は車道が原則

自転車は車道を走行し、左側を通らなければなりません。ただ、例外として、①道路標識(右図)や道路標示で指定された場合 ②運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合などは自転車歩道通行ができます。



自転車歩道通行の標識

【罰則】違反した場合、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金となっています。

その② 夜間は、ライトを点灯

自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければなりません。ライトをつけるのは、道を照らすためだけでなく、自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせるためです。

【罰則】違反した場合、5万円以下の罰金

その③ 飲酒運転やスマホを使いながら、傘差し運転の禁止 ※大人も範を示しましょう!

【罰則】飲酒運転を違反した場合、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、スマホ使用・傘差し運転違反は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等となっています。

その④ 並進、二人乗りの禁止

「並進可」の標識があるところ(右図)以外では、並んで走ってはいけません。自転車の二人乗りは、こどもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。



並進可の標識

【罰則】並進に違反した場合、2万円以下の罰金又は科料、二人乗り違反の場合、5万円以下の罰金等となっています。

他にもたくさん交通ルールがありまので、命を守るために自分で調べてみるのも面白いですね。